

平成31年第1回白河市農業委員会総会議事録

1. 開催の日時及び場所

日 時 平成31年1月30日（水）午後3時30分

場 所 市役所5階 正庁

2. 会議構成人員（38名）

出席農業委員（16名）

1番	早津和一	委員	3番	今井直敏	委員
4番	滝田文雄	委員	5番	我妻貢	委員
6番	山本繁夫	委員	7番	有賀良雄	委員
8番	鈴木滋夫	委員	10番	齋藤茂	委員
11番	星保雄	委員	12番	和田一男	委員
13番	塩田一也	委員	14番	矢吹幸彦	委員
16番	本宮勝正	委員	17番	矢野正則	委員
18番	北野唯道	委員	19番	砂塚功	委員

欠席農業委員（3名）

2番	高橋義勝	委員	9番	緑川喜文	委員
15番	大戸文治	委員			

出席農地利用最適化推進委員（17名）

茂木一男	委員	佐藤良一	委員
鈴木信秋	委員	樋口幹夫	委員
邊見芳正	委員	小泉光敏	委員
深谷昭	委員	矢内照美	委員
鈴木茂次	委員	橋本賢一	委員
深谷宏光	委員	高久亨	委員
円谷隆男	委員	秋元幸一	委員
山内喜一	委員	飛知和金一	委員
富永進	委員		

欠席農地利用最適化推進委員（2名）

篠 宮 四 郎 委 員

齋 藤 一 廣 委 員

3. 本日の提出議案

- 1 議案第1号 買受適格証明願の申請について
- 2 議案第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 3 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 4 議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について
- 5 議案第5号 白河農業振興地域整備計画の変更について

4. 職務のため会議に出席した職員の職氏名

事務局長	齋藤 博秀	次長兼係長	大崎 泰弘
副 主 査	竹内 忍	副 主 査	渡部 美紗
表郷分室長	山口 清美	大信分室長	長谷川 章

◎開 会

事務局長 皆様、お忙しい中、ご出席いただきまして、ありがとうございます。

本日は平成31年最初の総会となります。本年もどうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、総会の定足数に達しておりますので、ただいまより平成31年第1回白河市農業委員会総会を開会いたします。

本日の議案につきましては、買受適格証明関係が1件、農地法第3条関係が2件、農地法第5条関係が6件、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認関係が16件、白河農業振興地域整備計画の変更関係が6件、合わせて31件をご審議いただきます。よろしくをお願いいたします。

(午後 3時30分)

◎会長挨拶

事務局長 では、初めに砂塚会長よりご挨拶をお願いいたします。

会 長 平成31年第1回目の総会ということで、皆様にはご挨拶申し上げるのが大変遅くなりましたが、改めまして、明けましておめでとうございます。本年もどうぞよろしくお願い申し上げます。

大変お忙しい中、お集まりをいただきました。ありがとうございます。

そして、本日、総会終了後に新年会ということになっておりますので、そちらもどうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。

そして、先程、事務局からありましたが、31件のご審議をいただくわけですが、どうぞ最後まで慎重審議くださるようお願いを申し上げまして、ただいまより第1回白河市農業委員会総会を開会いたします。

◎議事録署名人選出

会 長 総会会議規則第15条の規定による議事録署名人の指名ではありますが、議長指名で異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 それでは、議事録署名人には、10番、齋藤茂委員、11番、星保雄委員の両名を指名いたします。

◎欠席者の報告

会 長 次に、欠席の申し出がありましたので報告いたします。

9番、緑川喜文委員、15番、大戸文治委員、篠宮四郎委員、斎藤一廣委員、以上の4名であります。

◎議案第1号

会 長 議案第1号 買受適格証明願の申請についてを審議します。

事務局に議案を朗読させます。

事務局（大崎次長兼係長） それでは、朗読いたします。

2ページをごらんください。

議案第1号 買受適格証明願の申請について。買受適格証明願について申請があったので、買受適格証明の交付について審議を求める。平成31年1月30日提出。会長砂塚功。

以上でございます。

会 長 本件は、農地法第3条の基準により審議します。

事務局より説明をさせます。

事務局（竹内副主査） それでは、3ページをごらんください。

買受適格証明願についてご説明いたします。

今回、申請農地の所管は白河地方広域市町村圏整備組合でございます。公売の農地取得の入札に参加するためには、農業委員会の買受適格証明の交付を受ける必要がございます。よって、申請人が農地買受適格者か否かを、農地法第3条の許可基準に沿ってご審議いただくものです。

今回の公売につきましては、昨年12月25日に公売公告がなされ、2月21日に入札及び開札となります。2月28日に売却決定し、その後、許可書を交付する流れとなります。

なお、農地法第3条につきましては、今回、1つの公売物件について1件の買受適格証明願の申請がありました。

それでは、その1についてご説明いたします。

【その1朗読】

以上、その1の案件につきまして、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

会 長 買受適格証明願その1について審議します。

地区担当委員の意見を求めます。

深谷委員 表郷古閑地区担当の深谷です。

今回の申請につきましては、去る1月20日、今井直敏委員さんと現地調査を行いました。この田は申請人が昔から耕作していたところでありまして、区画整理したとき、登記されていなかったということで、今回のようなことになったという話でした。農地は他の土地への支障が全くないことを確認いたしましたので、皆様のご審議、よろしくお願いいたします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その1について原案のとおり決定します。

◎議案第2号

会 長 議案第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを審議します。

事務局に議案を朗読させます。

事務局(大崎次長兼係長) それでは、朗読いたします。

4ページをごらんください。

議案第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について。農地法第3条第1項の規定による申請があったので、農地法第3条第2項の規定により審議するものとする。平成31年1月30日提出。会長砂塚功。

以上でございます。

会 長 事務局より説明をさせます。

事務局(竹内副主査) それでは、5ページをごらんください。

農地法第3条についてご説明いたします。

【その1からその2まで朗読】

以上、その1からその2までの案件につきまして、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

以上です。

会 長 農地法第3条その1について審議します。

地区担当委員の意見を求めます。

橋本委員 金山地区担当の橋本です。

去る1月27日に鈴木委員と私と譲渡人、譲受人の4名にて、現地にて申請書と現地を確認

いたしました。譲受人は何年も耕作しているということで何ら問題がありませんので、皆様のご審議、よろしくをお願いします。

会 長 地区担当委員より説明がありました。ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その1について原案のとおり決定します。

農地法第3条その2を審議します。

地区担当委員の意見を求めます。

矢野委員 17番の矢野です。

この件に関しまして、1月24日2時から山本委員と現地調査いたしました。譲渡人と譲受人は近い親戚関係になっており、農地の管理について譲渡人ではできないということで、今回、所有権移転の運びとなりました。また、譲受人の農機具保有状況とありますが、今まで、前にも畑を父親がつくっていたことがあるので、トラクターとかはありますが、そのほか田んぼをつくるに当たり、リースとここに書いてありますが、稲刈り、刈り取りに関しては従業員に農家の出身の方がおりますので、その方をお願いする話になっております。現状からすると、周りには影響を及ぼさないとしますので、皆さんの了承をいただきたいと思えます。

会 長 地区担当委員より説明がありました。ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その2について原案のとおり決定します。

◎議案第3号

会 長 次に、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを審議します。

事務局に議案を朗読させます。

事務局(大崎次長兼係長) それでは、朗読いたします。

6ページをごらんください。

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について。農地法第5条第1項の規定による転用のための申請があったので、同条第3項において準用する同法第4条第4項及び同条第5項の規定により審議するものとする。平成31年1月30日提出。会長砂塚功。

以上でございます。

会 長 農地法第5条その1を審議します。

事務局より説明をさせます。

事務局（大崎次長兼係長） それでは、7ページをごらんください。

【その1朗読】

立地基準の農地区分につきましては、第1種農地と判断いたします。第1種農地は原則許
できませんが、例外規定の集落接続事業に該当するものと判断いたします。

農地の区分と転用目的は問題ないものと思われまますので、皆様方の審議のほど、よろしく
お願いいたします。

以上です。

会 長 地区担当委員の意見を求めます。

橋本委員 金山地区担当の橋本です。

去る1月27日に私と鈴木委員と譲渡人、譲受人、4名で現地並びに申請内容を確認いたし
ました。申請内容は間違いがないということです。また、周辺農地に及ぼす影響はないと思わ
れますので、皆様のご審議、よろしくお願ひします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

会 長 異議がないようですので、その1について原案のとおり決定します。

農地法第5条その2を審議します。

事務局より説明をさせます。

事務局（大崎次長兼係長） それでは、12ページをごらんください。

【その2朗読】

立地基準の農地区分につきましては、第3種農地と判断いたします。

農地の区分と転用目的は問題ないものと思われまますので、皆様方の審議のほど、よろしく
お願いいたします。

以上です。

会 長 地区担当委員の意見を求めます。

樋口委員 大沼担当の樋口です。

今回の申請について、去る1月26日、和田委員と現地調査を行いました。譲渡人と譲受人
は事情により不在のため、譲受人の夫に来てもらい、申請内容について確認しました。双方
とも申請内容について間違いがないとのことです。今回の転用による周辺農地への影響につい

ては、特に問題ないと思われます。皆様のご審議、よろしくお願ひします。

会 長 地区担当委員より説明がありました、ほかにご意見ございませぬか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようです、その2について原案のとおり決定します。

農地法第5条その3を審議します。

事務局より説明をさせます。

事務局(大崎次長兼係長) それでは、17ページをござらんください。

【その3朗読】

立地基準の農地区分につきましては、第1種農地と判断いたします。第1種農地は原則許可できませんが、例外規定の集落接続事業に該当するものと判断いたします。

農地の区分と転用目的は問題ないものと思われますので、皆様方の審議のほど、よろしくお願ひいたします。

以上です。

会 長 地区担当委員の意見を求めます。

深谷委員 五箇担当の深谷昭です。

去る26日午前9時より、有賀委員と譲渡人、譲受人、これは説明がありましたとおり親子です。この場所は周りが道路に囲まれておりまして、道路に囲まれた地区ですが、自分の土地ですので、周りの農地に対する障害は全然ないと思ひますので、皆様のご審議、よろしくお願ひいたします。

会 長 地区担当委員より説明がありました、ほかにご意見ございませぬか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようです、その3について原案のとおり決定します。

農地法第5条その4を審議します。

事務局より説明をさせます。

事務局(大崎次長兼係長) それでは、22ページをござらんください。

【その4朗読】

立地基準の農地区分につきましては、第3種農地と判断いたします。

農地の区分と転用目的は問題ないものと思われますので、皆様方の審議のほど、よろしくお願ひいたします。

以上です。

会 長 地区担当委員の意見を求めます。

深谷委員 五箇担当の深谷昭です。

去る1月26日9時半より、現地では有賀委員と現地調査を行いました。譲渡人と譲受人、これは親子でして、親の土地に贈与を受けて住宅をつくるということです。この土地も親御さんの農地に囲まれた土地でありまして、周りの農地に対する被害とか、そういう支障は全然ないと思いますので、申請内容どおりですので、皆様方のご審議、よろしく願いいたします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その4について原案のとおり決定します。

農地法第5条その5を審議します。

事務局より説明をさせます。

事務局(大崎次長兼係長) それでは、27ページをごらんください。

【その5朗読】

立地基準の農地区分につきましては、第1種農地と判断いたします。第1種農地は原則許できませんが、例外規定の既存施設拡張事業に該当するものと判断いたします。

農地の区分と転用目的は問題ないものと思われまますので、皆様方の審議のほど、よろしく願いいたします。

以上です。

会 長 地区担当委員の意見を求めます。

矢野委員 17番の矢野です。

この件に関しても、山本委員と1月24日、譲渡人、それから、譲受人で立ち会いをいたしました。この件に関しては、一時転用中ということで問題はないかと思えます。もう一つ、水、水路ですが、山側の水路は落差があって、利用するに当たっても不便であるということで、臨時ポンプを所有者と、フラットな部分にして土盛りをして、そこに水路を築き直すというふうなことで同意を得ているということで、測量して、計画用の勾配を設けてありました。その後は既存の部分に関しては暗渠対応にして、土盛りした上で、その上に水路を設けて、勾配を下にまでつけるとの説明を受けました。周りへの農地に対する影響はないかと思えます。皆様の審議のほど、よろしく願いいたします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その5について原案のとおり決定します。

農地法第5条その6を審議します。

事務局より説明をさせます。

事務局(大崎次長兼係長) それでは、32ページをごらんください。

【その6朗読】

立地基準の農地区分につきましては、第3種農地と判断いたします。

農地の区分と転用目的は問題ないものと思われまますので、皆様方の審議のほど、よろしく
お願いいたします。

以上です。

会 長 地区担当委員の意見を求めます。

佐藤委員 市内西部地区担当の佐藤良一です。

この申請に対しましては、1月26日9時半より、早津和一委員と2人で現地を確認いたして
おります。譲受人は仕事の都合でおられないということで、電話で間違いのないことを確
認いたしております。あと、譲受人の母親に立ち会っていただきまして、この内容について
確認いたしました。間違いのないということでございます。周りには農地、その他、問題に
なることはないものと考えております。皆様方のご審議、よろしくお願いいたします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その6について原案のとおり決定します。

◎議案第4号

会 長 次に、議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認に
ついてを審議します。

事務局に議案を朗読させます。

事務局(大崎次長兼係長) それでは、朗読いたします。

37ページをごらんください。

議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について。農業
経営基盤強化促進法第18条第1項により農用地利用集積計画の承認を求められたので審議す
るものとする。平成31年1月30日提出。会長砂塚功。

以上でございます。

会 長 事務局より説明をさせます。

事 務 局（渡部副主査） それでは、43ページをごらんください。

農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定等促進事業、所有権移転についてご説明いたします。

【所有権の移転第1号朗読】

この案件につきましては、去る12月11日に大信信夫1地区担当委員の塩田委員、円谷委員立ち会いのもと、あっせん会議を開催し、了承を得た内容でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

会 長 本案件は承認事項でありますので、一括審議といたします。

ただいま議題となっております貸借権の設定第1号から第15号並びに所有権の移転第1号について、承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

会 長 異議がないようですので、貸借権の設定第1号から第15号並びに所有権の移転第1号について、原案のとおり承認いたします。

◎議案第5号

会 長 次に、議案第5号 白河農業振興地域整備計画の変更についてを審議します。

事務局に議案の朗読をさせます。

事 務 局（大崎次長兼係長） それでは、朗読いたします。

44ページをごらんください。

議案第5号 白河農業振興地域整備計画の変更について。

農業振興地域の整備に関する法律第13条第1項及び同法施行規則第3条の2の規定により、意見を求められたので審議するものとする。平成31年1月30日提出。会長砂塚功。

以上でございます。

会 長 農業振興地域整備計画の変更その1からその6について事務局より説明をさせます。

事 務 局（大崎次長兼係長） それでは、45ページをごらんください。

【その1朗読】

申請地につきましては、工業の森・新白河B工区の北200メートルに位置し、周囲は山林と10ヘクタール未満の農地がございます。

以上のことから、農地法の運用基準のその他の農地に該当しますので、立地基準の農地区分につきましては、第2種農地と判断いたします。

続きまして、52ページをごらんください。

【その2朗読】

申請地につきましては、白河第四小学校から北に110メートル、大沼幼稚園から北に190メートルに位置し、周囲は住宅地と農地でございます。

以上のことから、公共施設便益区域内農地に該当しますので、立地基準の農地区分につきましては、第3種農地と判断いたします。

続いて、59ページをごらんください。

【その3朗読】

申請地につきましては、大沼幼稚園の東520メートルに位置し、周囲は10ヘクタール以上の一団の農地でございます。

立地基準の農地区分につきましては、第1種農地と判断いたします。第1種農地は原則許可できませんが、例外規定の集落接続事業に該当するものと判断いたします。

続きまして、66ページをごらんください。

【その4朗読】

申請地につきましては、県道白坂停車場線の南に位置し、周囲は住宅地と東に10ヘクタール以上の一団の農地がございます。

立地基準の農地区分につきましては、第1種農地と判断いたします。第1種農地は原則許可できませんが、例外規定の流通業務事業に該当するものと判断いたします。

続きまして、73ページをごらんください。

【その5朗読】

申請地につきましては、開進多目的集会所から東に50メートルに位置し、周囲は10ヘクタール以上の一団の農地がございます。

立地基準の農地区分につきましては、第1種農地と判断いたします。第1種農地は原則許可できませんが、農地法施行規則第32条の認定電気通信事業者の行う中継基地局としての転用であることから、農地転用許可不要事業に該当するものと判断いたします。

続きまして、80ページをごらんください。

【その6朗読】

申請地につきましては、豊地集会所から北西860メートルに位置し、周囲は10ヘクタール

以上の一団の農地がございます。

以上のことから、第1種農地と判断いたします。立地基準の農地区分につきましては、第1種農地は原則許可できませんが、農地法施行規則第32条の電気事業者による送電用工作物としての転用であることから、農地転用許可不要事業に該当するものと判断いたします。

以上、農業振興地域整備計画の変更その1からその6について、農地の区分と目的は問題ないものと思われまますので、審議のほど、よろしく願いいたします。

以上です。

会 長 この案件につきましては、1月21日月曜日に運営委員会を開催し、現地調査を行い、その後、庁舎に戻り検討会を実施しておりますので、運営委員会を代表し星保雄委員より意見を求めます。お願いします。

星委員 11番の星です。

白河農業振興地域整備計画の変更についての調査結果につきましては、去る1月21日午前9時より運営委員会を開催しました。

白河市より意見を求められた白河農業振興地域からの除外4件について、農政担当者からの説明を受けつつ、現地調査を行いました。

その後、市役所に戻り、農地転用許可不要事業関連の2件を加えた、合わせて6件について、再度農政課担当者より詳細な説明を受けながら意見交換を行いました。

審議の結果、運営委員会としては、計画変更の内容について妥当であると判断いたし同意することとしましたので、ご報告いたします。

以上です。

会 長 ありがとうございます。運営委員より報告がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、白河農業振興地域整備計画の変更について承認する意見書を市へ提出いたします。

◎その他

会 長 以上で、本総会に提案された議案の審査が終了いたしました。

その他、総体的に皆様のほうから何か意見、質問等ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

会 長 なければ、事務局。

事務局長 それでは、事務局から連絡事項を申し上げます。

1点目になりますが、この後、午後6時より鹿島ガーデンヴィラで新年会を開催いたします。参加いただく皆様、よろしくお願いいたします。なお、会場入り口に受付を設けておりますので、勝手ながら来賓と会長、地区代表委員のお席は指定させていただいております。ほかの委員様につきましては受付で札を引いていただき、その札に書かれているテーブル席にお座りくださいますようお願いいたします。

2点目は、農業委員及び農地利用最適化推進委員の後期研修会が2月6日水曜日午後1時から、JA夢みなみ白河セレモニープラザで開催されます。参加者は10名となっております。参加されます委員の皆様は各自時間までに会場へお願い申し上げます。

3点目は、平成30年分の委員報酬の源泉徴収票をお手元の封筒へ入れてお配りしております。後ほどご確認願います。

4点目になりますが、任期満了に伴う農業委員及び農地利用最適化推進委員の推薦・公募の受け付けを終了し、全地域、全地区よりのご推薦等がございましたので、お知らせいたします。

最後になります。次回の総会は2月28日木曜日午後2時より、久田野のサンフレッシュ白河での開催となります。会場がサンフレッシュ白河に変わりますので、お間違いのないようよろしくお願いいたします。

以上でございます。

会 長 皆様のほうから、何かございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

◎閉 会

会 長 なければ、以上で本日の総会を終了いたします。

これをもちまして、平成31年第1回白河市農業委員会総会を閉会といたします。

ご協力ありがとうございました。

(午後 4時45分)